

災害に備え水稲共済に加入しましょう

水稲共済

加入のおすすめ



ななつほし

備えの種をまこう。

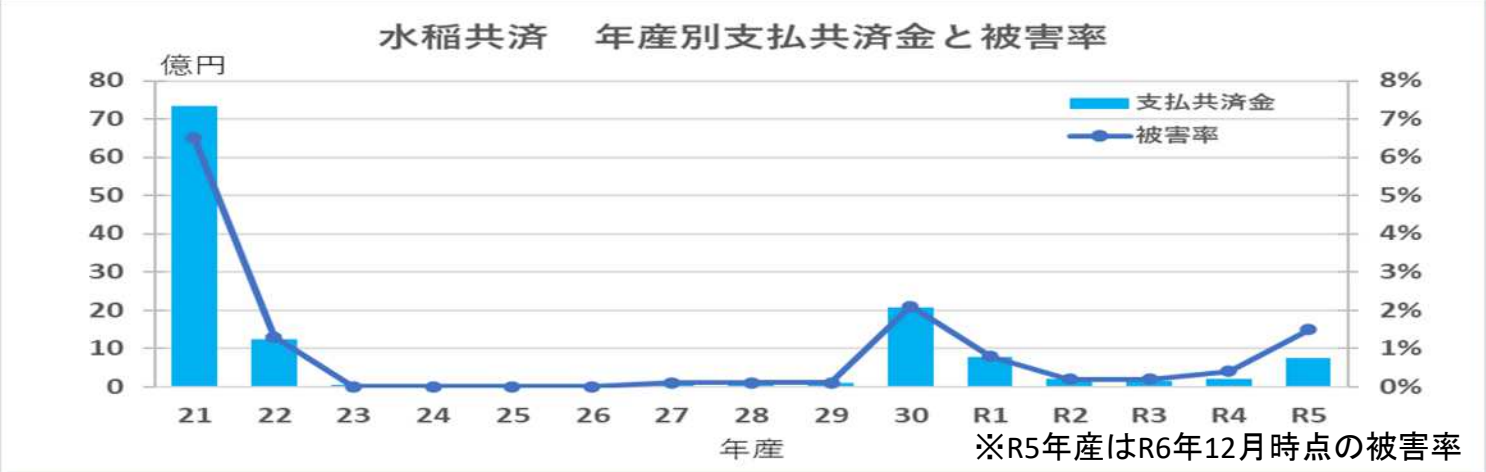


安心のネットワーク

NOSAI北海道

年産別支払共済金と金額被害率

水稻共済は、自然災害等不慮の災害による経済的損失を補填し、経営安定を図るための制度です。災害に備え水稻共済に加入しましょう。



加入対象となる種類・補償割合は 作付けする水稻全ての加入申込が必要です

主食用米、飼料用米、バイオ燃料用米、米粉用米 計4種類です。

類 区 分		引 受 方 式 / 補 償 割 合
1類	主食用米	品質方式 9・8・7 全相殺方式 9・8・7 半相殺方式 8・7・6
2類	飼料用米およびバイオ燃料用米	
3類	米粉用米	
7類	主食用米および米粉用米	地域インデックス方式 9・8・7

加入するには

〔組合員資格・面積要件〕

- ・組合の区域内に住所を有する農家。
- ・組合員資格がない場合は、水稻と麦を合わせて30a以上耕作する農家は、申し込みにより加入することができます。
- *畑作物、園芸施設、果樹、家畜で組合員資格のある農家。
- *組合員資格があれば水稻の作付面積に関係なく加入することができます。

加入申込みをするには

作付けする水稻全てについて加入申込期間（4月20日～5月20日）に加入申込みをお願いします。

- *上記期間での申込みが困難な場合等にあっては、当該期間前又は、移植前までの間に申込みができます。
- *加入申込み後に作付け状況に変更が生じた場合は、速やかに連絡をお願いします

引受方式は

◇ 品質方式 9・8・7割補償 1・2・3類

農家ごとに農作物の減収および品質の低下がある場合、その農家の生産金額の減少額が基準生産金額の1～3割（農家が選択した補償割合に応じた割合）を超えるとときに共済金が支払われます。

◇ 全相殺方式 9・8・7割補償 1・2・3類

農家の減収量が、その農家の基準収獲量の1割～3割（農家が選択した補償割合に応じた割合）を超えるとときに、共済金が支払われます。

◇ 半相殺方式 8・7・6割補償 1・2・3類

被害耕地にかかる減収量の合計が、その農家の基準収獲量（全耕地の基準収獲量の合計）の2～4割（農家が選択した補償割合に応じた割合）を超えるとときに、共済金が支払われます。

◇ 地域インデックス方式 9・8・7割補償 7類

農家ごと、統計単位地域ごとに当該農家の耕地が所在する統計データによる収獲量が、その農家の統計データによる基準収獲量の1～3割（農家が選択した補償割合に応じた割合）を超えて減少した場合に共済金が支払われます。

一筆半損特約とは

収獲量が耕地別基準収獲量の5割以下となる耕地に適用される共済金支払に係る特約です。半損認定は、半相殺方式は農家申告抜取調査、それ以外の引受方式は目視により行います。
* 耕地別共済減収量の2割（9割補償の場合）を共済減収量として当該耕地の共済金を算定し、超過被害による共済金と比較していずれが多い共済金が支払われます。
* 特約として掛金等負担が別途発生しますが、水害等に有効と考えられますので、是非選択願います。

自動継続特約とは

特約を選択した場合、毎年 of 加入申込手続きが省力化されます。

共済責任期間は

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫する時までをいいます。

共済金額（補償金額）は 経営安定を図るため、最高額の加入をおすすめします

全相殺方式・半相殺方式 ・地域インデックス方式	キログラム当たり共済金額 × 農家の基準収獲量 × 農家選択の補償割合
品質方式	基準生産金額 × 農家選択の付保割合

* キログラム当たり共済金額は、毎年、国から告示される金額の中から選択することができます。
* 補償割合・付保割合は、農家が選択した割合です。

共済掛金は 国が50%を負担し、残り50%が農家負担共済掛金です

◇ 農家負担共済掛金

共済掛金率は類区分ごとに、過去の被害状況をもとに定められ、国から3年ごとに示されます。
なお、過去の損害率に応じて個人ごとに掛金率（危険段階別共済掛金率）を設定しています。

◇ 共済掛金の払込期限

水稻 7月26日

払込期限までに共済掛金の払い込みがない場合は、水稻（主食用米・飼料用米・バイオ燃料用米・米粉用米）として共済関係が解除となりますので、払込期限内納入にご理解ご協力をお願いします。

共済事故の対象は 共済金の支払い対象となる災害

風水害、干害、ひょう害、冷害、凍霜害、雪害、雨害湿潤害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む）による災害、火災、病虫害、鳥獣害などです。
（品質方式の場合は、上記災害による減収及び品質の低下も対象となります。）

収穫量の確認方法 品質方式・全相殺方式

- 乾燥調製受託者証明（受託者から提供）
 - 青色申告書等調査 以下の書類提出が必要です。
 - 個人：販売金額等の品目別内訳書、青色申告決算書の写し、確定申告書の写し
 - 法人：販売金額等の品目別内訳書、損益計算書、確定申告書別表一・四の写し
 - 白色申告書等調査 以下の書類提出が必要です。※全相殺方式のみ
 - 販売金額等の品目別内訳書、収支内訳書の写し、農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿の写し
- *半相殺方式は圃場等調査となります。

共済金の支払額は

損害認定のため、加入時に提出の「収穫量の確認方法」または統計データによる収穫量に基づき、共済金を算定します。

全相殺方式・半相殺方式・地域インデックス方式	共済減収量 × キログラム当たり共済金額
品質方式	(共済限度額 - 生産金額) × 共済金額 / 共済限度額

*地域インデックス方式以外の引受方式については、土壌管理・肥培管理の不適切または鳥獣害対策の不備による作物の減収（共済事故以外による減収）は、共済減収量から除かれます。（分割評価）
また、適正な出荷数量が把握できない場合は、共済金が免責になることがあります。

共済金支払時期は 損害評価方法によって分かれています

◇乾燥調製受託者証明

当年12月：仮渡し
翌年 3月：精算払い

◇税申告書

当年12月：仮渡し
翌年 5月：仮渡し
翌年 7月：精算払い

◇半相殺方式

当年11月：仮払い
当年12月：精算払い

◇地域インデックス方式

翌年 3月：精算払い

※法人の場合は、事業年度開始月により支払月が異なり、翌々年3月までの精算払いとなります。

被害発生時は 共済組合へ被害申告をしてください

被害が発生したときは、直ちに共済組合へ被害申告（事故発生通知）をしてください。

*被害申告を行わず、収穫後に被害が大きいたことがわかって、適切な調査ができないため、共済金をお支払いできませんので、ご留意願います。

近年の災害は

想定外の災害が、日本中で発生しています

平成29年

7月九州北部豪雨

- ・7月5日～6日、福岡県と大分県で集中豪雨。

平成30年

7月豪雨

- ・西日本豪雨とも。7月上旬に発生した豪雨災害。広島県、岡山県、愛媛県などに甚大な被害をもたらした。

北海道胆振東部地震

- ・9月6日3:08に発生した（M6.7）の地震。厚真町で震度7、札幌市東区や新千歳空港などで6弱を観測。苫東厚真火力発電所の緊急停止から発生したブラックアウトにより全道295万戸が停電となった。

令和元年

九州北部豪雨

- ・長崎県から佐賀県、福岡県までの広い範囲にかけて、長時間にわたる線状降水帯による集中豪雨が発生。

台風19号

- ・10月に発生した台風で、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした。

令和2年

令和2年7月豪雨

- ・7月6日～8日にかけて九州地方を中心に猛烈な雨が降り、大雨特別警報が発表される。各地で降雨量の過去最大記録を更新する甚大な被害をもたらした。

令和3年

「災害級」の干ばつ

- ・北海道で、過去にない異常な干ばつが7月から8月上旬にかけて発生し、作物の生育停滞、収量大幅減などの甚大な被害をもたらした。

令和4年

令和4年の継続的な大雨

- ・北海道で、6月～8月に断続的な大雨により各地でほ場の冠水や土砂流入が発生したほか、一部では河川の氾濫により甚大な被害をもたらした。

令和5年

梅雨前線による大雨

- ・6月下旬から7月下旬にかけて梅雨前線が停滞し、全国的に記録的な大雨となった他、平年の6月の月降水量の2倍を超えた地点も観測された。

記録的な高温

- ・7月から9月は気象庁の統計観測でも過去最高気温を記録しており、各地で高温障害の被害が多発した。

上記のように、いつ如何なる大災害が発生するかはわかりません。農業経営安定のためには、「恒常的な加入」が重要です。

是非とも農作物共済のご加入の検討をお願いいたします。

備えの種をまこう。



安心のネットワーク

NOSAI 北海道

令和7年6月更新

お問い合わせ先

ご相談は、お近くのNOSAIまでお問い合わせください

みなみ東部センター (旧いぶり支所)	〒059-1623	勇払郡厚真町新町214番地1	☎0145-27-3321
石狩支所	〒069-0806	江別市新栄台92番地	☎011-382-5470
日高支所	〒056-0016	日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号	☎0146-42-0904

みなみ西部センター	〒049-3114	二海郡八雲町三杉町25-16	☎0137-66-5566
道南支所	〒041-1214	北斗市東前74番地2	☎0138-77-8211
後志支所	〒044-0007	虻田郡倶知安町北7条東5丁目1番地2	☎0136-22-0264

道央空知センター (旧空知中央支所)	〒068-0007	岩見沢市7条東2丁目13番地	☎0126-22-0137
南空知支所	〒069-1341	夕張郡長沼町宮下1丁目1番1号	☎0123-88-3233
中空知支所	〒073-0022	滝川市大町1丁目5番14号	☎0125-22-2211
北空知支所	〒074-0001	深川市1条5番5号	☎0164-22-7111

道央上川センター (旧上川中央支所)	〒078-8208	旭川市東旭川町下兵村517番地	☎0166-36-2162
上川北支所	〒095-0044	士別市東山町3343番地2	☎0165-23-4161
富良野支所	〒076-0043	富良野市字南大沼の2	☎0167-23-4830

道央宗谷留萌センター (旧宗谷支所)	〒098-4451	天塩郡豊富町字兜沼	☎0162-73-3355
留萌支所	〒078-3711	苫前郡苫前町字旭40番地の5	☎0164-64-2591

十勝統括センター	〒089-1182	帯広市川西町基線59番地28	☎0155-59-2006
十勝中部支所	〒080-2331	帯広市基松町基線35番地12	☎0155-63-2206
十勝南部支所	〒089-2106	広尾郡大樹町下大樹180番地1	☎01558-6-2141
十勝西部支所	〒089-0103	上川郡清水町字清水第1線50番地41	☎0156-62-2072
十勝北部支所	〒089-3708	足寄郡足寄町愛冠14番地20	☎0156-29-8800
十勝東部支所	〒089-5235	中川郡豊頃町中央若葉町23番地3	☎015-574-2421
十勝北西部支所	〒080-0573	河東郡音更町駒場南3番地4	☎0155-32-8010

ひがし統括センター	〒086-1106	標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1	☎0153-77-9182
-----------	-----------	---------------------	---------------

オホーツク統括センター	〒099-0879	北見市美園497番地1	☎0157-66-6000
-------------	-----------	-------------	---------------

本所	〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階	☎011-271-7233
----	-----------	--------------------------	---------------